

徳島県告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 津田北部都市下水道

三 事業施行期間

令和四年一月十八日から

令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

徳島市津田町一丁目の地内

2 使用の部分

なし